

健生食輸発 0604 第 11 号
令和 7 年 6 月 4 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「ブラジル産鶏肉等の取扱いについて」の一部廃止について

標記については、平成 29 年 3 月 21 日付け生食輸発 0321 第 1 号（最終改正：令和元年 7 月 8 日付け薬生食輸発 0708 第 3 号）、平成 29 年 3 月 24 日付け生食輸発 0324 第 1 号、平成 30 年 3 月 9 日付け薬生食輸発 0309 第 1 号（最終改正：平成 30 年 7 月 19 日付け薬生食輸発 0719 第 1 号）及び平成 29 年 3 月 22 日付け事務連絡により取り扱っているところです。

今般、ブラジル政府からの報告を踏まえ、本日付けで平成 30 年 3 月 9 日付け薬生食輸発 0309 第 1 号を廃止しますので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。

なお、輸入者毎、施設毎の初回届出については、引き続き、平成 29 年 3 月 21 日付け生食輸発 0321 第 1 号の 2 に基づく検査が求められる旨、御留意下さい。